

あなたの自立を支援します

ひとりで抱えこまずに
まずはご相談ください



働きたくても働けない、
住む所がないなど、
まずはお困り事を
お聞かせください。

「くらしの相談支援室」が一緒に考え、
解決へのお手伝いをします。
ご家族などまわりの方からの
相談でも受付いたします。

無料相談

ご相談は「くらしの相談支援室」にご連絡ください。

場所 今治市別宮町1丁目4-1(今治市役所第1別館1階)

TEL (0898) 36-1513 FAX (0898) 25-3757

生活困窮者への支援制度

就職 住居 子どもの学習 等をサポートします。

しごとや生活に困っている方、まずはご相談ください。相談窓口では一人ひとりの状況に合わせた支援プランを作成し、専門の支援員があなたに寄り添いながら、他の専門機関と連携して、解決に向けた支援を行います。



自立相談支援事業

あなただけの支援プランを作ります。

生活に困りごとや不安を抱えている場合は、まずは「くらしの相談支援室」にご相談ください。支援員が相談を受けて、どのような支援が必要かをあなたと一緒に考え、具体的な支援プランを作成し、寄り添いながら自立に向けた支援を行います。



住居確保給付金の支給

家賃相当額を支給します。

離職などにより住居を失った方、または失うおそれの高い方には、就職に向けた活動をすることなどを条件に、一定期間、家賃相当額を支給します。生活の土台となる住居を整えた上で、就職に向けた支援を行います。



生活保護世帯等の子どもの学習支援

子どもの明るい未来をサポート。

子どもの学習支援を始め、日常的な生活習慣、仲間と出会い活動ができる居場所づくり、進学に関する支援等、子どもと保護者の双方に必要な支援を行います。

※「住居確保給付金の支給」については、一定の資産収入に関する要件を満たしている方が対象です。

※各事業のほか、関係機関等と連携し、適切な支援機関にもつなぎます。

<相談から支援までの流れ(相談無料・秘密厳守)>

1 まずは「くらしの相談支援室」へ。

「くらしの相談支援室」に配置されている支援員が応対します。何らかの理由で窓口にお越しいただけない場合はご自宅にも訪問します。



2 生活の状況を見つめる。

あなたの生活の困りごとや不安を支援員にお話しください。生活の状況と課題を分析し「自立」に向けて寄り添いながら支援を行います。



3 あなただけの支援プランを。

支援員はあなたの意思を尊重しながら、自立に向けた目標や支援内容を一緒に考え、あなただけの支援プランを一緒に作ります。

4 支援決定・サービス提供。

完成した支援プランは自治体を交えた関係者の話し合い(支援調整会議)により正式に決定され、その支援プランに基づいて各種サービスが提供されます。



5 定期的なモニタリング。

各種サービスの提供がゴールではありません。あなたの状態や支援の提供状況を支援員が定期的に確認し、支援プラン通りにいかない場合は支援プランを再検討します。



6 真に安定した生活へ。

あなたの困り事が解決されると支援は終了しますが、安定した生活を維持できているか、一定期間、支援員によるフォローアップがなされます。